

中央大学の発展と法曹会の役割



中央大学講師・会員 木川 統一郎

最初に私は中央大学の理想、とりわけ法曹教育に視点を絞った大学の理想という点について申し上げたいと思います。

まず第一点といたしまして、中央大学の法学部教授は学会の批判に耐えうる学者である、こういう人々がたくさん揃っている、こういう状況でなければならない、そこにまず理想の一つを置きたいと思うわけです。あるいは又、他学からこられる講師も第一級の人々でなければならない、こういうことを私は強く願うものであります。さらに、第二点といたしまして、法学部教授会あるいはそれを構成する教授は、法曹教育の問題について、深い理解と情熱を持っている、と私の理想を設定いたします。遺憾ながら教授会の実態は、必ずしもそうでないというふうに私は認識をしております。実定法担当の教授、助教授は、法科の中央という角度から見るとき、かつては在学中に司法試験に合格した者がのぞましいとされていた。これが私の設定する理想であります。

第三の理想として、中大の司法試験の合格者は東大を陵駕し、トップを常に飾らなければならないということがあります。

また、合格者の数が多いだけでなしに、第一級の実務家が中央大学から出なければならぬ。現在、岡垣判事はじめ多士済済の実務家が出ておられますけれども、これは戦前あるいは昭和二十年代、三十年代の中央大学の遺産が花を咲いているわけであって、今後は必ずしもこれを望むことは出来ないかと危惧しております。

中央大学がこのような理想を失うとき、やはり中央大学は看板を失って、結局、三流の私学であるというレッテルをベッタリと貼られてしまうと私は危惧するわけであります。こうなると銀行、会社あるいは国家公務員、色々な分野においてわが中大出身者が活躍する場合にも、やはり間接的に大きな影響があると私は考えているわけでありす。

中大の現実、右の理想からみると、決算が良くないのに本社社屋を先に建てた、その歪があらゆる分野に現れつつある。司法試験の没落を考えて見ただけでも、大学は今や会社更生を必要とする時期にあります。

まずやらなければならないことは、やはり教授の充実であります。そうして先程設定したような理想からみると、司法試験の指導の強化であります。こういう点にもっと重点的に金を使うべきであります。物的条件も魂が抜けているのでは決して結果は良くない。今回の移転につきましては大学の魂の問題を忘れているか、若しくはこの認識が不足しておったのではないかと私は感じています。

この移転のために現実はどういう影響が出てくるかということになりますと、先程の私の設定した理想と結びつけて申し上げますと、やはり第一級の教授を他学から獲得するのがかなりむずかしい、都心からの距離的な問題が出ております。それから第一級の法学部講師の獲得、これも非常に困難となりました。

大学の講師の質と熱意の向上と改善につきましては、若干の疑問を私は持っております。立派な人が来てくれないということになれば、結局は落ちるところは穴埋め人事の傾向を持たざるを得ないというふうに思います。これ

では講師の質の向上というものを確保することは出来ないと思います。余程の特別な手段を用いませんと、今後、中央大学に一流の教授を外部から採用して充実を図るということは、困難であろうと思います。しかし、やろうと思えば何事でも出来るのであります。

司法試験の問題に移りますけれども、大学の講義というのは非常に重要であります。ここで司法試験準備の三段階というものについて、私の考えを申し上げたいと思います。

司法試験の準備のためには、まず入門講座と申しますか、教科書勉強段階が第一の段階であり、第二の段階はいわゆる論点研究であります。第三段階はいわゆる書く練習、答案練習の段階であります。

中央大学のこの三つの段階はどういうことになっているかですが、第一点として、講義の質の向上の不充分ということがあります。司法試験の学生諸君から聞きたい講義が少ないというふうなことをしばしば言われるわけがあります。

それから、衰退のもう一つの問題点は総体としての大学の対応の不充分ということであります。そのため、法曹希望者の一、二年生の段階は、極端に言えば放置された段階と申しますか、適切な教育が行なわれていないと思うわけであります。教養課程の中に一部法律科目が下りてきて楔形の勉強をしているわけですが、それに即応して法曹となるための勉強の指導が必ずしも充分でないように思うのであります。大学当局―教授会を含め―大学全般が法曹教育の視点を一、二年の段階でかなり徹底して打ち出していくことが肝要であります。

この点については、早稲田大学の法職課程を、やはり他山の石として学ぶべきであります。早大の場合には、A、B、C、色々の段階を積み重ねております。合理的な講座を配して逐次に学生の実力を上げておる。それから講師を広く他の大学から求めて教育を行なっておる。学生のアンケートなども利用して広く優秀な教授を他の大学から招

聘をしておるのであります。

本学の学生は、まず特徴を申し上げますと書物主義であります。講義主義ではなくして書物主義の法律学の勉強をしておる。いくつかの教科書を集めたり、あるいは判例百選であるとか数々の演習の書物を集めて、書物を読むことを通して力をつける。こういう基本的な構造を示しております。

中央大学の法学部の講義は、いわば司法試験の受験生にとっては補充的な位置付けであります。この点が東大と大きく違うところであります。東大の場合には講義が中心であり、そうして予習復習を書物でやるという実態であり、わが学生はこういう点では非常に気の毒な姿を示しております。この補充として司法試験塾を利用しております。東京都内に約二〇の司法試験の塾があるといわれております。中央大学のいわゆる学研連は衰退の一途をたどり非常にきびしい表現で恐縮に存じますが、ここに入ると受からないという人も出てきました。

この書物主義は私の見解によりますと非常に多くのエネルギーを必要とする。優れた講義によって目を開かれ基本的なものの考え方を学ぶということは極めて重要であります。中央大学の学生は昔から書物主義がかなり強かったように思うわけですが、これではおっつかなくなって来ております。

では、先程申し上げましたこの受験の生活の三段階と講義との関係で申し上げますと、第一段階の教科書段階、これはやはり優れた講義が不可欠であります。第二点目のいわゆる論点研究段階、これもやはり優れた教授による熱意のある講座が相当の効果を持つと思います。

この一段階、二段階、この二つの段階が今後われわれが手を打つ場合に具体的に考えて行かなければならぬところであろうと思います。特に優れた教授が入門段階でも論点研究段階でも、文献の指導を充分に行なわなければなりません。現在は文献インフレーションの時代であって、不適切な論文もたくさん出ております。教授の方は文

献を適確に指導して、このテーマではこの文献が良いと肌理の細かい指導をして行かなければならないと思います。又、考え方の指導、柔軟な思考、応用能力の向上は論点研究を口頭で教授が行うということによって最も効果を上げることが出来るのであって、学生が演習の本を読んだり、判例百選を読んだり、という書物主義ではとうていうまく実効を上げることは出来ないであります。

何故、それならば中央大学の学生が書物主義をとりつつ学外の司法試験塾に行くのであろうかということでございますけれども、こういう塾は各大学から看板教授を集めております。そして塾によっては徹底的に各科目の重要問題をひろって、評判の高い先生に解説をしてもらっているわけであります。そう考えてゆきますと、塾というのは色んな大学から評判の高い先生を集めて、そうして金を払って各科目の重要な問題をすっかり組んで講義をする。したがってここに一つの大学が出来てしまう。むしろ自分の大学よりも、あそこにゆくと色々な大学の立派な先生が集まっておいていい話をしてくれる、こういう魅力が学生が感じてしまうわけがあります。これを阻止することはできません。答案練習一つをとってみても、例えば民事訴訟法に例をとりますと五回も六回も答案練習会をやってくれる。こういうふうな徹底したことをやっているわけであります。学生の一番欲しいものを与えるのであります。そこには驚くべきことに東大の教養学部学生も来ております。こういう人々が在学中に合格をするという現象も見うけられます。これは非常に弊害があるというふうに私は思っております。金持でなければ法曹にならないというふうな傾向にもなりかねない。非常に高い金を取ってこういう塾をやっております、一つの塾で六十五名も合格する。別の塾では六十四名合格したとかいうふうな実情であります。

こういう現実を踏まえた上で大学が何をなしうるかということを検討してゆかなければ、学生を取戻せないとは思っているわけであります。確かに一年生二年生の段階から司法試験の準備に入らせるということは、一、二年

の間の教養課程の勉強を蝕み法曹の骨格にも影響します。私は教養課程とりわけ社会科学系の勉強の重要性を指摘しつつ法曹となるためにはこういう勉強が必要である、いうふうなことを一、二年の段階から、いわば楔形に両方を追うという形で学生を追いつけてゆく以外に、現行システムの下では方法はないと思っているわけがあります。こういう状況の中で対応はどうかというふうなことを見てまいりますと、まず中大法曹会が法職コースを指導していらっしゃるわけですが、私の見解ではもう少し方法を工夫する必要があるというふうに思います。方法だけでなく、講師陣の編成にも問題があります。

学研連は、私はかなり無力であると、成すべきことをなさっていないと認識しております。学生の一部では学研連の研究会に入ると司法試験には受からんという説すら出て来ているわけがあります。私は学研連が分立して競うというメリットよりも、連合し協力をしないことのデメリットの方がはるかに大きいと思っています。学研連の色んな会に私達講義にまいますけれども、あっちでもこっちでも同じようなことをする。若しこれが連合して下されば、それだけ三倍でも四倍でも学生のために一生懸命に指導をできるのに、このことを叫びはじめて既に十年になっております。

更には、この学研連と法曹会の両者の関係についても根本的なやはり検討を遂げて、双方の協力と分担の態勢が必要と思います。

それから理事の先生方及び事務当局にお願いでございますけれども、施設の使用の規制が強化されており勉強時間の延長が思うようにゆかないようです。又この研究室という施設の中に入りこめない日が年間の中で日数が多くなっております。理事会当局におかれましては格段のご配慮をお願いしたいと思います。具体的な対策でございますが、教授会は、正課の授業の消化、これで手一杯であり、司法試験の問題に余りに多くの精力を割くと、あるい

は正規のカリキュラムを侵害することになります。

したがって、私は法曹会又は学研連がやれることは、先程私が指摘しましたような一流の学者、中大及び学外を含めた一流の学者による教科書講義の徹底した補充と、それからもちろんそれらの一流の学者による第二段階としての論点講義の充実と、こういうふうなことはやれるのではないかと、私は思うわけであります。これが現在中大生に最も欠けているものであります。

そうして、これらのことをやるには正課の授業の時間的關係あるいは教室の問題、色々な困難が起こってくることは必定であります。このあたりで理事者の先生方にご協力をいただいて、学研連又は法曹会で私はこういう講座を徹底してやるべきではなからうかというふうに思うわけであります。

それから、教授会も私は先程から人事が大切であるということを申し上げておりましたが、現にこの法学部の教授であられる方々は、自分より出来る学者を他から引っぱって来る、自分より出来ないやつは絶対に入れない、自分が刺激され、叱咤激励され、癪にさわって競争をすると、そういう学者を呼ぶような氣風を持つべきであると思っています。そうしないと中大の学問はのびません。

最後に、大学全体の活性化が必要であろうというふうに思います。評議員会にしても私はそうであると思います。中央大学の評議員会は考え方の違う人々が年代を問わず、職業を問わず評議員に逐次に選任されて活発な意見がそこで展開される、場合によっては、大学の理想像を検討する「検討委員会」を作る、あるいは又そうして理想が出来る場合にはその実現のための更に委員会を積み重ねると、こういうふうな形に持って行きませんと本当の意味での大学の改革はむずかしいのではないか。さしきわりがあるかも知じませんが、私は年功序列を排除して三十代の弁護士さん、四十代の裁判官、五十代の検事さん、それらの人々がそれぞれA説を持ち、俺はB説を持つ、

俺はC説を持つ、そしてわれわれOBは何を与えることができるのか、大学から得るのではなくして何を与えることができるのか、中央大学のために自分らがどういうふうに損をすることが出来るか、という熱意をもってことにあたるべきであります。こういう意味で私は評議員会の改革と申しますか、視点を変えた検討ということが必要であると思います。

それから、助手、中大の将来の教授となられる助手の採用でございますが、これは大学が同族結婚をして沈滞するよりも、やはり少なくとも半数位は一般公募をして日本中から優秀な人々を呼ぶというふうな基本方針が欲しいと思います。そうして又、ああ中央大学なら行って俺の一生を託することが出来る、俺の好きな学問に没頭することが出来る、こういう環境を中央大学の方がまず作るべきであります。現状は必ずしも満点とはいえない、というふうに私は思います。

